

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見

2022年10月20日
一般社団法人 新経済連盟

1. 「指定資金移動業者」の要件について

① の要件について

(意見) 「速やかに100万円以下にするための措置」について、資金決済法第51条に基づく措置で十分とすべき。また、「速やか」については、営業時間や出金先の銀行の振込手続きにかかる運用実態も踏まえ、現実的な期間を許容すべきである。

(理由) 第二種資金移動業者は、既に、資金決済法第51条によって、利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合に、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制整備が求められ、「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置」が求められているところ、滞留抑制の措置としては当該措置で十分と考えられるため。また、100万円を超えるのは、利用者が自ら貸金支払いとは別に、資金移動業者の営業時間外に資金移動口座に資金をチャージする場合も考えられること、出金先の銀行によっては、資金移動業者が振込の指示をしたとしても着金までに期間を要することもあり得ることから、現実的に運用上必要な期間は許容すべきであるため。

②の要件について (1)

(意見) 「速やかに弁済することができることを保証する仕組み」について、具体的にどのような仕組みが許容されるのか示すとともに、「速やか」については、銀行や証券会社の破綻時と比較して厳しい内容とならないように留意すべき。

(理由) 改正の概要からは内容が明らかでなく、イコールフットィングの観点から懸念があるため。

②の要件について (2)

(意見) 速やかに弁済することができることを保証する仕組みの対象は、当該労働者の資金移動口座残高全額ではなく、貸金分のみとすべきである。

(理由) 第二種資金移動業者は未達債務の全額を保全しており、追加で措置が必要なのは貸金分のみであると考えられるため。

③の要件について

(意見) 当該要件における損失補償の仕組みは、あくまで労働者の責めに帰すことができない理由による損失の場合のみを対象とすべきであって、労働者の過失など労働者の責めに帰すべき事由による損失については対象とするべきでない。

(理由) 改正の概要からは具体的な内容が明らかでないが、労働者の責めに帰す事由による場合まで補償を義務付けるべきではないため。

⑥の要件について (1)

(意見) 「ATMを利用すること等により、通貨で、1円単位で貸金の受取りができ」ることとあるが、「等」には、現金による引き出し以外の方法、たとえば、銀行等他の金融機関の口座への送金も認めるべきである。

(理由) 銀行によっては、ATMでは硬貨が引き出せず、引出しを希望する場合には他の金融機関へ送金するよう促しているところもあるところ、銀行振込の場合と資金移動口座への支払の場合で差を設けるべきではないため。

⑥の要件について (2)

(意見) 「少なくとも毎月 1 回は ATM の利用手数料等の負担なく賃金の受取りができる措置」について、銀行口座への賃金振込の場合にはそのような条件が付されていないにもかかわらず、資金移動口座への賃金支払いの場合のみ求めるべきでない。

(理由) 規制の内容のイコールフットィングの観点から、追加的条件を付す合理的な理由がないと考えるため。

⑥の条件について (3)

(意見) 「少なくとも毎月 1 回は ATM の利用手数料等の負担なく賃金の受取りができる措置」について、ATM での現金による引き出し以外の方法、たとえば、銀行等他の金融機関の口座への送金の手数料を月 1 回無料にするといった方法も認めるべきである。また、ATM の利用手数料について、無料となる ATM の設置場所や引き出し時間帯等に条件を付すことは妨げるべきでない。

(理由) 銀行口座に振り込めるのであれば銀行口座への給与振込と結果としては変わらないと考えられるため。また、給与振込が認められている銀行においては、ATM の利用手数料が無料になる ATM や時間帯に制限や条件があることが通常であるため。

2. 労働者からの同意取得について

(意見) 「資金移動業者の口座への賃金支払について必要な事項を説明した上で、当該労働者の同意を得なければいけない」とあるが、これらの説明や同意取得は、社内システムにおける画面上等オンラインで行えることとし、紙の書面や署名捺印といったアナログな方法に限定するべきではない。

(理由) デジタル化推進の観点から当然ではあるものの、紙の書面を前提とした議論や検討が行われていた可能性があるため。

以上